

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第20号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和31年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び都市整備部」を「、都市整備部及び資源環境部」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。